

平成 30 年 11 月 8 日

各 位

(公社) 福岡県剣道連盟
会長 上田 憲幸
【公印省略】

剣道称号（教士・錬士）認定講習会開催について

標記講習会を開催いたします。

剣道称号（教士・錬士）審査会は、過去 1 年以内の称号認定講習会を受講しなければ受審できませんので、同審査受審希望者は、下記の要項で申込みをお願いします。

記

1. 講習会期日 平成 31 年 1 月 27 日（日）

2. 講習会場 アクション福岡（福岡市博多区東平尾公園 2-1-4）
受 付（第 4 研修室） 午前 9 時～ 9 時 30 分
講 習（第 4 研修室） 午前 10 時～12 時
実 技（2 階 サブアリーナ）午後 1 時～ 4 時予定

3. 受講対象者

○平成 31 年 1 月に称号認定講習会を受講した場合

①平成 31 年 4 月若しくは 11 月の剣道称号「教士」筆記試験受審可能

②平成 31 年 5 月若しくは 11 月の剣道称号「錬士」審査会受審可能

※「平成」としての元号は平成 31 年 4 月 30 日までとなっておりますが、新元号不明のため、便宜上「平成」と記載しています。

4. 申込対象者

● 教士号

剣道錬士七段受有者で、七段受有後 2 年以上経過（平成 29 年 5 月 31 日以前に取得した者）
全剣連社会体育指導者資格（上級）の認定を受けた者は、「教士」筆記試験を免除。

● 錬士号

(1) 剣道六段受有者で、受有後 1 年以上経過（平成 30 年 5 月 31 日以前に取得した者）

(2) 剣道五段受有者で、受有後 10 年以上経過（平成 21 年 5 月 31 日以前に取得）し、かつ、年齢 60 歳以上の者（称号・段位審査規則第 11 条 2 項及び同細則第 10 条 3 項による特例）

全剣連社会体育指導者資格（中級）の認定を受けた者は、「錬士」の小論文提出免除。

注：筆記試験（教士）・小論文（錬士）の免除者にあっても必ず認定講習会を受講すること。

5. 講習内容 剣道指導法、審判法、日本剣道形他
6. 受講料 錬士 3,000円 教士 5,000円
7. 振込先 所属の地域剣道連盟が定めた振込口座
8. 携行品 剣道着・袴・木刀（太刀・小太刀）・剣道講習会資料、段位審査規則・細則
他筆記用具。当日希望者には関係書籍の販売をいたします。
9. 申込締切 所属の地域剣道連盟が定めた期日
10. 申込み・お問い合わせ先
所属の地域剣道連盟
11. その他 昼食は各自で準備してください。

以上